

ID: 32

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町行政財産使用料条例 第4条第2項ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第66号		
<p>【根拠条文】 (使用料の徴収時期等) 第4条 使用料は、行政財産の使用を開始する前に徴収する。 2 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日